

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	内閣及び地方創生デジタル分野における主な政策課題
著者 / 所属	柿沼 重志 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	454号
刊行日	2023-2-22
頁	3-18
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230222.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

内閣及び地方創生デジタル分野における主な政策課題

柿沼 重志

(内閣委員会調査室)

《要旨》

本稿では、当室で担当する委員会で今国会議論されることが想定される政策課題のうち、まず、内閣委員会の所掌に関して、「こども家庭庁の発足とこども予算倍増に向けた取組等」、「感染症対応に係る司令塔機能の強化」、「新しい資本主義の実現」、「始動する経済安全保障関連施策と課題」、「サイバー空間における脅威の増大と国家を挙げた取組強化の必要性」及び「日本学術会議の在り方」等について、次に、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会（以下「地デジ特委」という。）の所掌に関して、「デジタル田園都市国家構想の具現化」及び「マイナンバー等をめぐる動き」等について、各政策課題に関する動向や主な論点を概観する¹。

1. こども家庭庁の発足とこども予算倍増に向けた取組等

(1) こども家庭庁の組織及び予算

令和5年4月1日、こども家庭庁が内閣府の外局として創設される²。これにより、こども政策を担ってきた内閣府、厚生労働省及び文部科学省から担当事務が移管され、縦割り行政の解消を目指す³とされる。その組織は、長官官房のほか、こども成育局及びこども支援局の1官房2局体制で発足する。長官官房は企画立案や総合調整を、こども成育局は妊娠・出産の支援や就学前の全てのこどもの育ちの保障等を、こども支援局は、児童虐待防止対策の強化やこどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援等を担う（図表1）。なお、令和5年度の定員については、内部部局が350名³（長官官房：97名、こども成育局：160名、こども支援局：93名）、施設等機関（国立児童自立支援施設の武蔵野学院及びきぬ川学院）が80名の合計430名体制となっている。

¹ 本稿は令和5年2月7日の脱稿時点の情報に基づく。

² 第208回国会（令和4年常会）で、「こども家庭庁設置法案」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」の2法律案を提出し、令和4年6月15日に参議院本会議で可決、成立した（令和4年法律第75号及び法律第76号）。

³ 内部部局の定員数350名の内訳は、既存定員（事務移管分）208名＋令和4年度増員分100名＋令和5年度増員分等42名となっている。

図表1 こども家庭庁の内部組織

長官官房（企画立案・総合調整）	
<p>○長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等） ・ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等 ・ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など 	
こども成育局	こども支援局
<p>○局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定 ・ 就学前の全てのこどもの育ちの保障 ・ 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり ・ こどもの安全 など 	<p>○局長、審議官、総務課長外3課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な困難を抱える子どもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援 ・ 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援 ・ こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援 ・ 障害児支援 ・ いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

（出所）内閣官房資料

こども家庭庁の令和5年度予算は約4.8兆円となっており、令和4年度予算（こども家庭庁に移管予定分の合計）と比較すると約1,233億円（+2.6%）の増となる。なお、令和4年度第2次補正予算によって前倒しで実施する約3,764億円を含めれば、発足時点での予算規模は約5.2兆円となる。

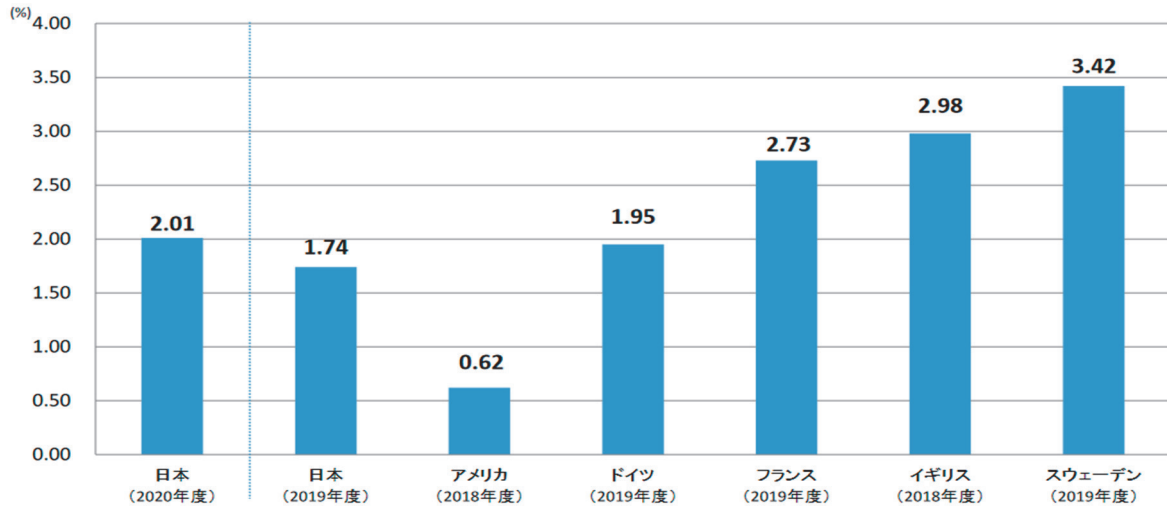
こども家庭庁の予算の中では、「出産・子育て応援交付金」が注目される。同交付金は、令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、「支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方公共団体の創意工夫により、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施する」とされたことを受けて創設された。同予算に基づく支援は、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援（妊娠届出時5万円相当＋出生届出時5万円相当の計10万円相当）を一体的に実施するものであり、令和4年度第2次補正予算で1,267億円、令和5年度予算で370億円がそれぞれ措置されている⁴。同支援の継続的な実施には相応の予算確保が必要となるが、その効果検証を適宜行い、支援制度のブラッシュアップを図るべきであろう。

⁴ 令和4年12月16日に全世代型社会保障構築会議が公表した「全世代型社会保障構築会議報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」においても、妊娠時から寄り添う「伴走型相談支援」と経済的支援の充実（0～2歳児の支援拡充）の必要性が示されている。

(2) こども予算倍増に向けた取組

出生数の低下に対する危機感の高まりに加え、我が国の家族関係社会支出⁵が国際比較をすると低いという点(図表2)や家族関係社会支出と合計特殊出生率には正の相関があるとの研究結果⁶を踏まえ、こども予算倍増に関する議論が多方面で様々に行われてきた。

図表2 家族関係社会支出の国際比較



(注1) 家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付(サービス)を計上(決算額ベース)。

(注2) 諸外国の社会支出は、2022年6月23日時点の暫定値。

(出所) 内閣官房こども家庭庁設立準備室「こども・子育ての現状と若者・子育て当事者の声・意識」(令和5年1月19日)

こども予算の倍増について、第208回国会(令和4年常会)におけるこども家庭庁設置法案等の審査に際し、岸田内閣総理大臣は、「必要な政策を体系的に取りまとめた上で、その負担については社会全体でどう負担するのか、こうした議論を行い、そしてその積み上げによって予算倍増を目指していく。2023年の経済財政運営と改革の基本方針において、予算の倍増への道筋について明確に示していきたい」旨答弁した⁷。

そもそも、何をもってこども予算と定義するのかによって、その倍増の規模感も異なってくる。その点について、第210回国会(令和4年臨時会)において、岸田総理は、「こども予算としては、様々な整理があるが、例えば令和4年度における少子化社会対策大綱に基づく少子化対策関連予算、当初ベースで約6.1兆円である。また、令和5年度のこども家庭庁関連予算概算要求、これが約4.8兆円となっている⁸。こうした整理も参考にする」旨答弁した⁹。

⁵ 児童手当や出産手当金といった現金給付と保育所の施設整備や放課後児童クラブへの助成等の現物給付を加えたものである。

⁶ 令和2年11月10日、財務省財務総合政策研究所が主催した「人口動態と経済・社会の変化に関する研究会」において山口慎太郎東京大学経済学研究科教授は、データを用いて、こうした研究結果を公表している。

⁷ 第208回国会参議院内閣委員会会議録第22号7頁(令4.6.14)

⁸ ほかに、図表2で使用した国立社会保障・人口問題研究所の統計で「家族関係社会支出」があり、令和2年度は約10.7兆円である。これをこども予算と定義した場合、倍増に向けたハードルは更に高くなる。

⁹ 第210回国会参議院予算委員会会議録第6号27頁(令4.12.1)

その後、令和5年1月4日の年頭記者会見¹⁰において、岸田総理は、「少子化の問題はこれ以上放置できない、待ったなしの課題である。こどもファーストの経済社会をつくり上げ、出生率を反転させなければならない。こども家庭庁の下で、こども政策を体系的に取りまとめ、6月の骨太方針までに将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示していく」旨述べている。また、こども予算倍増に向けた議論の時期や政策の柱等については、「こども家庭庁の発足まで議論の開始を待つことはできない。対策の基本的な方向性は3つで、第1に、児童手当¹¹を中心に経済的支援を強化する。第2に、学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質両面からの強化を進めるとともに、伴走型支援、産後ケア、一時預かりなど、全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充を進める。第3に、働き方改革の推進とそれを支える制度の充実である。女性の就労は確実に増加したが、女性の正規雇用におけるL字カーブ¹²は是正されておらず、その修正が不可欠であり、育児休業制度の強化も検討しなければならない。小倉こども政策担当大臣の下、異次元の少子化対策に挑戦し、若い世代からようやく政府が本気になったと思っただけの構造を実現するべく、大胆に検討を進めてもらう」旨述べている。なお、第211回国会（令和5年常会）における岸田総理の施政方針演説にも同趣旨の発言が盛り込まれた¹³。

岸田総理の指示を踏まえ、同年1月19日、小倉大臣を座長とする「こども政策の強化に関する関係府省会議」が設置された。同会議は内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の局長等で構成され、同年3月末をめどに具体策のたたき台を取りまとめるとされている。第1の柱である経済的支援の中心となる児童手当については、対象年齢や支給額をどこまで拡充するのか、所得制限¹⁴の扱いが焦点になる。また、第2の柱である全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充や第3の柱である働き方改革の推進とそれを支える制度の充実については、既に動いている支援策のうち何を拡充するのか、あるいは新たに何を加えるのかについて議論が行われるものと思われる。

また、「次元の異なる少子化対策」を実行するための財源問題に関する論議は不可避であり、増税、歳出削減、国債発行及び社会保険料からの拠出等の手段を組み合わせ、そのための財源を確保しなければならない。しかし、そもそも出生率の低下が将来不安の高まりに根ざしているのだとすれば、単に少子化対策予算の規模を次元の異なる規模で増やすだけでは十分な効果を生むとも限らず、潜在成長力の向上による中長期の成長期待の向上

¹⁰ 首相官邸ウェブサイト<https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2023/0104nentou.html>

¹¹ 児童1人当たりの手当月額は、3歳未満は1.5万円、3歳から小学校修了までは、第1子・第2子は1万円、第3子以降は1.5万円、中学生は1万円である。

¹² 女性の年齢階級別正規雇用比率を示す。我が国のデータ（令和3年）を見ると、25～29歳の58.7%をピークに30～34歳では45.9%、35～39歳では38.2%と順次低下していく。

¹³ 首相官邸ウェブサイト<https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2023/0123shiseihoshin.html>なお、年頭の記者会見では、「異次元の少子化対策」という表現を使っていたが、施政方針演説では、「次元の異なる少子化対策」という表現を使っている。

¹⁴ 児童を養育している者の所得が所得制限限度額以上の場合、子ども1人当たり月額5,000円の特例給付が支給されてきた。ただし、令和4年10月からは、高所得の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者）は同特例給付の支給対象外となっている。なお、令和5年1月25日の衆議院本会議で、茂木自由民主党幹事長は、「全てのこどもの育ちを支えるという観点から所得制限を撤廃すべき」と発言した（第211回国会衆議院本会議録第2号（令5.1.25））。

が鍵を握るとも考えられる。さらには、子育てのハードルを下げるための教育費の負担軽減や、男女ともに未婚率が高まっている¹⁵ことへの対応等も論じられており、それら諸点に関しても複眼的に検討していく必要がある。

(3) こども政策に関する今後の主な課題

こども政策に関する今後の主な課題としては、日本版DBS¹⁶の検討が挙げられ、令和5年度予算では、日本版DBSの導入に向けた検討を行うための予算が計上されている。日本版DBSの導入に向けた課題について内閣官房は、「該当する職種、職業選択の自由等に抵触する場合の調整方法、犯罪歴の証明の事務執行体制等、様々検討すべき事項がある」旨答弁しており¹⁷、今後の動向が注目される。このほか、保育士の配置基準の問題¹⁸や幼保一元化の問題¹⁹等も議論を深めるべき政策課題である。

2. 感染症対応に係る司令塔機能の強化等

令和3年10月4日、岸田総理は就任後の記者会見において、それまでの感染症対応の分析・検証を行った上で、緊急時における人流抑制や病床確保のための法整備、危機管理の司令塔機能の強化等、危機対応を抜本的に強化する旨を表明した²⁰。あわせて、新型コロナ対策・健康危機管理の担当大臣が置かれた。その後、新型コロナウイルス感染症対策本部は、令和4年9月2日に、「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」（以下「具体策」という。）を決定した。

具体策では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）（以下「特措法」という。）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）等に関する法改正の方向が示され、このうち、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等は、第210回国会（令和4年臨時会）の感染症法等改正法²¹によって措置された。そして、特措法に関し、政府対策本部長が行う都道府県知事等への指示について、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間のみならず、政府対策本部設置時から行い得るようにすること、地方公共団体が感染拡

¹⁵ 50歳時の未婚率（令和2年）は、男性は28.25%、女性は17.81%となっている（データ出所は、国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集（2022）』）。

¹⁶ Disclosure and Barring Serviceの略。こどもを性犯罪から守るため、教育や保育の場で働く者に性犯罪歴の証明を求める制度のこと。

¹⁷ 第208回国会参議院内閣委員会厚生労働委員会連合審査会会議録第1号14頁（令4.6.2）

¹⁸ 現行の保育士の配置基準（保育士1人で見える人数）は、乳児が3人、1歳児及び2歳児が6人、3歳児が20人、4歳児及び5歳児が30人となっている。特に、4歳児及び5歳児の園児30人を保育士1人で見るという基準は70年以上変わっておらず、見直しを求める意見がある。このほか、諸外国と比較しても、我が国の保育士の配置基準は明らかに劣悪であり、安全上も問題である旨の指摘がある（『東京新聞』（令4.11.2）及び『東京新聞』（令4.11.10））。

¹⁹ 例えば、池本美香「こども家庭庁設置後に取り組むべき保育制度の課題—子育て家庭へのアンケート結果を踏まえて—」『Research Focus』（令4.8.5）（<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/13612.pdf>）。

²⁰ 首相官邸ウェブサイト<https://www.kantei.go.jp/jp/100_kishida/statement/2021/1004kaiken.html>

²¹ 感染症法等改正法の正式名称は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）。

大防止措置に係る財源を確保しやすくするための必要な措置を検討するなどとされている。また、司令塔機能強化を担う組織については、内閣感染症危機管理統括庁（仮称）を設置（「内閣法」（昭和22年法律第5号）の改正を想定）し、感染症対応に係る総合調整事務は、平時・有事一貫して同庁が一元的に所掌すること等が示されている。

具体策をベースとして、「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案」は令和5年2月7日に閣議決定され、国会に提出された。改正案では、感染症危機の初期段階から迅速な対応を講じられるようにするため、国民生活に重大な脅威となる感染症が確認され、政府対策本部が設置された時点から、内閣総理大臣に指示権の発動を認めている。また、内閣官房に「内閣感染症危機管理統括庁」を設置することとしている。なお、令和5年度予算において、次の感染症危機に備える対応に要する経費として約4.7億円が計上され、機構定員についても、平時において38人、有事において101人の定員が措置されるなど所要の体制整備が図られている。

内閣総理大臣に広範な指示権の発動を認めるに当たって、国と地方公共団体の役割分担はどうあるべきか、司令塔が平時・有事ともに有効に機能するにはどのような点に留意すべきであるか²²等が主な論点となろう。

3. 新しい資本主義の実現に向けた取組

（1）賃上げの推進

令和5年1月4日の年頭記者会見²³において、岸田総理は、「この30年間、企業収益が伸びても、期待されたほどに賃金は伸びず、想定されたトリクルダウンは起きなかった。私はこの問題に終止符を打ち、賃金が毎年伸びる構造をつくる」とし、経済界に対しては、「是非、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたい」旨の要請を行った。加えて、「政府としても、最低賃金の引上げ、公的セクターで働く労働者や政府調達に参加する企業の労働者の賃金について、インフレ率を超える賃上げが確保されることを目指す」とした。そして、この賃上げを持続可能なものとするため、「意欲ある個人に着目したリスクリングによる能力向上支援、職務に応じてスキルが正当に評価され、賃上げに反映される日本型の職務給の確立、GX（グリーン・トランスフォーメーション）やDX（デジタル・トランスフォーメーション）、スタートアップなどの成長分野への雇用の円滑な移動を三位一体で進め、構造的な賃上げを実現する。本年6月までに労働移動円滑化のための指針を取りまとめる」旨を述べ、「実質賃金の上昇が当たり前となる社会、そうした力強い経済の実現を目指す」と宣言した（第211回国会（令和5年常会）における岸田総理の施政方針

²² この点について、令和4年11月16日に公表された「第9回日経・FT感染症会議」（日本経済新聞社主催）の緊急提言では、「①有事では、専門家が異分野の専門家とも連携して調査や分析に取り組み、司令塔に対策を提案する、②司令塔は対策の決定や実行とともに、国民が納得できるような説明にも責任を持つ、③連携役は司令塔と専門家の協力を調整する、④平時には有事の役割分担について関係者間で合意しておく必要がある、⑤感染症や公衆衛生だけでなく、危機管理、データ分析等の多様な分野の専門家をオールジャパンで育成し、特に実際の対策立案に貢献できる人材が重要である」旨が指摘されている（『日本経済新聞』（令4.11.17））。

²³ 脚注10を参照。

演説でも同趣旨の発言が盛り込まれた²⁴。

しかしながら、実質賃金の伸び率は、令和4年4月から同年11月まで、前年同月比でマイナスを続ける等²⁵、物価の高騰に対し、賃金の伸びが追いついていない。

リスクリング等の人への投資や労働移動円滑化²⁶とも併せて、イノベーションの創出による生産性向上を実現し、実質賃金の上昇が当たり前の社会を到来させる（特に、若者の実質賃金引上げは、少子化対策にも資する）ことは、最重要とも言える政策課題である。

（2）フリーランスの取引適正化法制の整備

発注者の優越的な立場を利用した問題のある取引は、「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年法律第120号）で取り締まっているが、資本金1,000万円超の企業が対象である。その一方で、資本金1,000万円以下の企業と取引するフリーランスも多く、枠組みの整備が急務とされてきた²⁷。

こうした背景もあり、令和4年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」では、「創業の一形態として、従業員を雇わない、フリーランスの形態で仕事をされる方が我が国でも462万人と増加している。他方で、フリーランスは、報酬の支払遅延や一方的な仕事内容の変更といったトラブルを経験する方が増えており、かつ、特定の発注者（依頼者）への依存度が高い傾向にある」とした上で、「フリーランスは、下請代金支払遅延等防止法といった旧来の中小企業法制では対象とならない方が多く、相談体制の充実を図るとともに、取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出する」とされた。

その後、同年9月13日、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局は、「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」を公表した。ここでは、フリーランスに業務委託を行う事業者の遵守事項として、業務委託の際の書面交付や契約の中途解約・不更新の際の事前予告が示されたほか、事業者は、フリーランスに対し、役務等の提供を受けた日から60日以内に報酬を支払わなければならないとされた。また、フリーランスと取引を行う事業者の禁止行為として、①フリーランスの責めに帰すべき理由なく受領を拒否すること、②フリーランスの責めに帰すべき理由なく報酬を減額すること、③フリーランスの責めに帰すべき理由なく返品を行うこと、④通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定める

²⁴ 脚注13を参照。

²⁵ データ出所は、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）。なお、同年12月（速報）は前年同月比プラスに転じた。

²⁶ 宮本弘暁東京都立大学教授は、「雇用の流動性が高いほど賃金の伸びは大きい。主要国の賃金の1990年から2021年の上昇率を比較すると、平均勤続年数が約4年の米国は日本の約9倍、約8年の英国は約8倍に上る。日本の平均勤続年数は約12年で、賃金成長率は過去30年で約6%と低迷し、海外に比べて大幅に見劣りする」旨を指摘している（『日本経済新聞』（令5.1.18））。このほか、山田久（株）日本総合研究所副理事長は、「雇用流動化を主軸とする米国流モデルに対し、日本では限られた人材を生かして品質力を磨くところに競争優位性がある。雇用の流動性を高めて革新力を強めることは必要だが、品質の高さを価格に訴求して収益性を高めるのは日本企業が外してはならない戦略であり、それには賃上げ起点の経営が重要になる」旨を指摘している（山田久『物価・賃金は上がるもの』へ意識転換を サービス産業の高付加価値化カギに『週刊エコノミスト』（令5.2.7）23頁）。

²⁷ 令和3年3月26日には、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の連名でフリーランスガイドラインが策定されている。

こと、⑤正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること、⑥自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること、⑦フリーランスの責めに帰すべき理由なく給付の内容を変更させ、又はやり直させることが挙げられた。さらに、事業者がこれらの遵守事項に違反した場合、行政上の措置として助言、指導、勧告、公表、命令を行うなど、必要な範囲で履行確保措置を設けるとされた。

同方向性は同月27日までパブリックコメントに付され、622件にも上る意見が寄せられた²⁸。それらを踏まえ、政府は第210回国会（令和4年臨時会）に法案の提出を目指していたが、法案提出には至らなかった。

そうした経緯を経て、第211回国会（令和5年常会）に、「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案（仮称）」が提出される見通しである。令和5年1月23日に日本労働組合総連合会が公表した「フリーランスの契約に関する調査2023」で示されたとおり、フリーランスとして仕事上でトラブルを経験したことがある人は46.1%と少なくない。経験したトラブルの最上位は「不当に低い報酬額の決定」（31.0%）、次いで高いのは「一方的な仕事の取消し」（28.4%）である。今回の法案がこうしたトラブルの解消に資する実効性の高いものとなることが期待される。

4. 始動する経済安全保障関連施策と課題

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）（以下「経済安全保障推進法」という。）は令和4年5月18日に公布された。第1の柱として特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度、第2の柱として基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度、第3の柱として先端的な重要技術の開発支援に関する制度及び第4の柱として特許出願の非公開に関する制度の4つの柱から構成され、第1の柱と第3の柱については同年8月1日から先行的に施行されている²⁹。

第1の柱については、令和4年12月20日に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」（令和4年政令第394号）³⁰が閣議決定され、11の物資（①抗菌性物質製剤、②肥料、③永久磁石、④工作機械及び産業用ロボット、⑤航空機の部品（航空機用原動機及び航空機の機体を構成するものに限る。）、⑥半導体素子及び集積回路、⑦蓄電池、⑧インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するシステムに用いるプログラム（クラウドプログラム）、⑨可燃性天然ガス、⑩金属鉱産物、⑪船舶の部品（船舶用機関、航海用具及び推進器に限る。））が特定重要物資に指定され、それら特定重要物資に関わる事業者等を支援するための予算として、令和4年度第2次補正予算で約1兆358億円が措置されている。近時、国家として、サプライチェーンの強靱化を図る重要性は一層高まっており、必要な物資に対し、質的にも量的にも必要な支援が行われることが不可欠である。

²⁸ 例えば、フリーランスと取引を行う事業者の禁止行為に関し、規定の適用対象は継続的取引であるかによらず適用すべき（単発取引や短期の業務委託も対象に）との意見や「通常相場に比べ著しく低い報酬の額」の決定基準、根拠等を明示すべき等の意見等、多様な意見が寄せられた。

²⁹ 第2の柱は公布後1年9月以内、第4の柱は公布後2年以内に施行とそれぞれ規定されている。

³⁰ 同施行令は令和4年12月23日に公布。

次に、第3の柱については、経済安全保障重要技術プログラムに関して、令和4年度第2次補正予算で「経済安全保障重要技術育成プログラム」に2,500億円が措置されたことにより、令和3年度補正予算で既に措置された2,500億円に加え、5,000億円規模となった。科学技術分野での我が国の国際競争力の復権という観点からも、経済安全保障重要技術育成プログラムがいかに有効に活用されるかが鍵を握る。

そして、残された大きな課題としては、経済安全保障推進法案に対する衆参の附帯決議でもその必要性が指摘されたセキュリティ・クリアランスが挙げられる。セキュリティ・クリアランスとは、機密情報にアクセスできる資格を付与する仕組みである。機密情報が国外に流出することを防ぐことを目的とし、多くの先進主要国では既に制度化されている。令和4年12月16日に閣議決定された「国家安全保障戦略」においても、「主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた検討を進める」とされた。半導体やAI等の先端的な研究分野で、国際的な共同研究の必要性はますます高まると考えられ、我が国が国際社会の動向から取り残されない観点からも、導入に向けた検討を加速すべきであると考えられる。

5. サイバー空間における脅威の増大と国家を挙げた取組強化の必要性

サイバー空間における脅威の増大を踏まえ、令和4年4月1日、警察庁にサイバー警察局、関東管区警察庁にサイバー特別捜査隊が設置される等、サイバー犯罪に対する捜査が強化された。また、令和3年9月28日に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」において、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が各府省庁間の総合調整及び産学官民連携の促進の要となる主導的役割を担うとされたことを受け、NISCは各省庁との連携強化の取組を加速している。

こうした中、令和4年12月16日に閣議決定された「国家安全保障戦略」では、サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた取組として、「武力攻撃に至らないものの、国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、これを未然に排除し、また、このようなサイバー攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するために能動的サイバー防御を導入する」、また、「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）を発展的に改組し、サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織を設置する。そして、これらのサイバー安全保障分野における新たな取組の実現のために法制度の整備、運用の強化を図る」とされた。能動的サイバー防御については、日本国憲法第21条が定める「通信の秘密」との関係で懸念があるとされるほか、「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）や「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（平成11年法律第128号）では、通信の監視や知り得た秘密を他者に伝えたり、相手の許可なくサーバやシステムに侵入したりすることを禁じていることから、通信の秘密の保護の在り方、権限の濫用を防ぎプライバシーを確保するための方法等の緻密な議論が求められよう³¹。加えて、NISCの改組に当たっては、サイバーセキュリティに係る現状の推進体

³¹ 『朝日新聞』（令4.12.21）

制の課題や諸外国の事例の検討が必要となる。なお、こうした検討を進めるため、令和5年1月31日、内閣官房に「サイバー安全保障体制整備準備室」が設置された。

6. 日本学術会議の在り方

日本学術会議は、「日本学術会議法」（昭和23年法律第121号）に基づく、内閣総理大臣の所轄の下、政府から独立して職務を行う特別の機関であり、昭和24年1月に設置された。科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること及び科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させることを職務としており、その運営のため、毎年度9.5億円程度の予算が計上されている³²。会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、日本学術会議からの推薦に基づいて、内閣総理大臣により任命される。定員は210名で、任期は6年（3年ごとに半数改選）、身分は特別職国家公務員（非常勤）である。

会員の任命について、任命制が導入された昭和58年の法改正の際、中曽根内閣総理大臣（当時）は、「政府が行うのは形式的任命に過ぎない」旨³³の答弁をしていた。その後、令和2年10月1日、半数改選の新規会員の任命に際し、日本学術会議が推薦した105名の会員候補者のうち6名が、菅内閣総理大臣（当時）に任命されなかった。この点について、菅総理は、「日本国憲法第15条第1項は、公務員の選定は国民固有の権利と規定しており、日本学術会議の会員についても、必ず推薦のとおり任命しなければならないわけではないという点については、内閣法制局の了解を経た政府としての一貫した考えである」旨答弁した³⁴。なお、日本学術会議からは政府に対して6名の任命の要請が続けられているが、政府としては「一連の手続は終了している」との立場である。

一方で、同年10月16日、菅総理と梶田日本学術会議会長の会談において、今後の日本学術会議の在り方について、未来志向で検討を進めることが合意された。まず、日本学術会議において自ら課題検証を行うこととされ、令和3年4月に報告書が取りまとめられた。同報告書に沿って、日本学術会議においてより良い役割発揮に向けた改革が進められている。井上内閣府特命担当大臣（科学技術政策）（当時）は、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）有識者議員に対し日本学術会議の在り方について議論を行うよう要請し、令和3年5月20日から「日本学術会議の在り方に関する政策討議」（科学技術政策担当大臣等政務三役とCSTI有識者議員との会合）が開催され、令和4年1月21日、CSTI有識者議員により報告書が取りまとめられた。同報告書では、日本学術会議の組織形態について、現在が最適なものであるという確証は得られていないとした上で、既存のリソースや組織体制を前提とせず、検討が深められることを希望するとされており、政府において引き続き検討が続けられた。

令和4年12月6日、政府は「日本学術会議の在り方についての方針」を公表し、①科学的助言等について、科学的助言等対応委員会等の機能を強化し、位置付けを明確化するとされたほか、すべての学問分野に開かれた日本学術会議の特徴をいかしつつ、政府等との

³² 令和4年度予算で9.5億円、令和5年度予算で9.49億円が措置されている。

³³ 第98回国会参議院文教委員会会議録第8号34頁（昭58.5.12）

³⁴ 第203回国会衆議院本会議録第2号6頁（令2.10.28）

問題意識・時間軸等の共有、レビュー、適時適切な情報発信、フォローアップ等が、高い透明性・客観性の下で適切かつ確実に行われるよう措置する、②会員等の選考・任命については、会員等以外による推薦などの第三者の参画など、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用されるよう改革を進めるとともに、国の機関であることも踏まえ、選考・推薦及び内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる、③外部評価対応委員会の機能を強化し、構成及び権限、主要な評価プロセスを明確化する、④関連法の施行後3年及び6年を目途として、本方針に基づく日本学術会議の改革の進捗状況、活動や運営の状況等を勘案しつつ、より良い機能発揮のための設置形態及び組織体制の在り方等について検討を加え、必要があると認められるときは、国とは別の法人格を有する独立した組織とすることも含め、最適の設置形態となるよう所要の措置を講ずる等の方針が示された。

その後、同年12月21日の日本学術会議第186回総会³⁵で、「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」が提出された。具体化検討案では、科学的助言機能の強化について、科学に関する重要事項の審議及びその実現のための方針について、中長期的視点、俯瞰的視野、分野横断的な検討が担保され、かつ、緊急性の高い課題についても適切な取組が可能になるよう、幹事会が必要に応じて各部に調整、援助、助言等を行うことを明確化するとされた。また、委員会・分科会等の見直しについて、①委員会の設置基準、編成方針を事業運営方針の中で明らかにすることなどを通じ、中長期的・俯瞰的・分野横断的な課題に適切に対応できるような組織編制への取組を図るとされたほか、②グローバル社会が直面している地球規模への課題や新興技術と社会との関係に関する課題など新たなニーズに適切に対応するための体制強化を図ることとし、情報・環境などの新たな分野・融合分野への対応態勢の強化を進めるとされた。さらに、選考・推薦及び内閣総理大臣による任命について、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用され、国の機関であることも踏まえ、選考・推薦及び内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる等とされた。より具体的には、幅広い多様な人材の中から会員・連携会員の候補者を選考できるようにするため、会員等以外の者にも推薦を求める仕組みを導入する等とされた。そして、改革のフォローアップについて、改正法の施行後3年及び6年を目途として、日本学術会議の改革の進捗状況、活動や運営の状況等を勘案しつつ、より良い機能発揮のための設置形態・組織体制の在り方等について検討を加え、必要があると認められるときは、国とは別の法人格を有する独立した組織とすることも含め、最適の設置形態となるよう所要の措置を講ずる等とされた。その上で、内閣府において法制化に向けて必要な検討・作業等を進め、令和5年常会に所要の法案を国会に提出することが示された。

これに対し、同日、日本学術会議は、再考を求めるとの声明を公表した。そこでは、①そもそも、すでに学術会議が独自に改革を進めている下で、法改正を必要とすることの理由（立法事実）が示されていない点、②会員選考のルールや過程への第三者委員会の関与が提起されており、学術会議の自律的かつ独立した会員選考への介入のおそれのある点、

³⁵ 第186回総会は令和4年12月8日と同月21日の2日間にわたり行われた。

③また、第三者委員会による会員選考への関与は、任命拒否の正統化につながりかねない点、④現在、説明責任を果たしつつ厳正に行うことを旨とした新たな方式により会員選考が進められているにもかかわらず、改正法による会員選考を行うこととされ、そのために現会員の任期調整が提示されている点、⑤現行の三部制に代えて四部制が唐突に提起されたが、これは学問の体系に即した内発的論理によらない政治的・行政的判断による組織編成の提案であり、学術会議の独立性が侵害されるおそれが多分にあることを示した点、⑥政府等との協力の必要性は重要な事項であるが、同時に、学術には政治や経済とは異なる固有の論理があり、「政府等と問題意識や時間軸等を共有」できない場合があることが考慮されていない点といった6つの「懸念事項」が示された。

このように政府と日本学術会議の考えには隔たりがあり、第211回国会（令和5年常会）への法案提出に向けた調整も難航が予想され、その動向を注視する必要がある。

7. 第211回国会（令和5年常会）提出予定法案（内閣委員会関係（前掲分を除く））

第211回国会（令和5年常会）では、前掲した法案のほか、「孤独・孤立対策推進法案（仮称）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「DV防止法改正案」という。）及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「次世代医療基盤法改正案」という。）の提出が予定されている。

まず、「孤独・孤立対策推進法案（仮称）」は、孤独・孤立対策の基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項のほか、孤独・孤立対策推進本部（仮称）の設置等について定めるものである。単身世帯の増加や核家族化に加え、コロナ禍によって孤独・孤立の問題が一層深刻になっていることを受けて、令和3年2月12日、菅内閣総理大臣（当時）から坂本内閣府特命担当大臣（当時）に対し、「社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的に対策を推進するため、行政各部の所管する事務の調整を担当」するよう指示があり、我が国で初めて孤独・孤立対策担当大臣が置かれることとなった³⁶。その後、同大臣が司令塔となり、政府一丸となった対策が始動しており、同年12月1日からは、孤独・孤立の実態を的確に把握するため、政府初となる孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（満16歳以上の個人20,000人を対象とするアンケート調査）が実施され、令和4年4月8日に調査結果が公表された³⁷。また、令和3年12月28日には孤独・孤立対策推進会議（議長は孤独・孤立対策担当大臣）の決定により、「孤独・孤立対策の重点計画」が策定された³⁸。さらに、孤独・孤立の問題に対応するため、NPO等の民間の支援組織間で連携する場が必要という認識の下、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームが令和4年2月25日に設立された。このような取組に加え、今回提出される法案により、孤独・孤立問題への対応に向けて、地域の力を結集し、行政が適宜、適切なNPO等につなぐコーディネ

³⁶ 内閣府ウェブサイト<https://www.cao.go.jp/minister/2009_t_sakamoto/kaiken/20210212kaiken.html>

³⁷ 例えば、孤独の状況について、孤独感が「しばしばある・常にある」は4.5%、「時々ある」が14.5%、「たまにある」が17.4%となっており、これらを合わせると、36.4%に上るとの結果が示された。

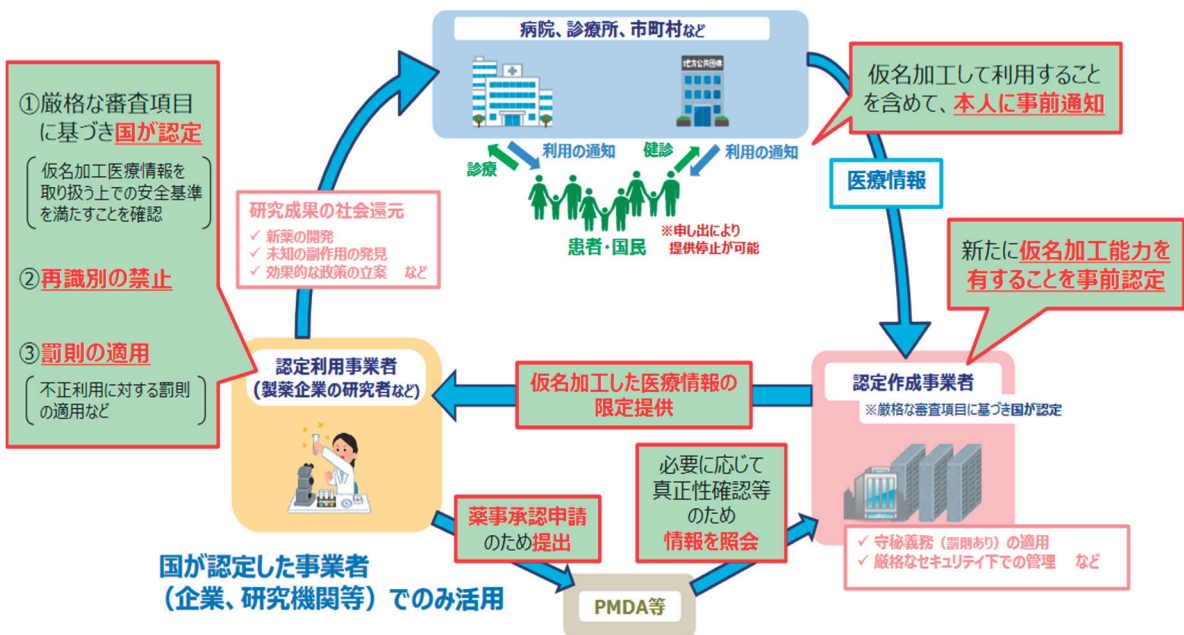
³⁸ 同重点計画は、令和4年12月26日に改定されている。

ネットの機能を果たす等によって、孤独・孤立対策の実効性を高めることが期待される。

次に、「DV防止法改正案」は、女性に対する暴力に関する専門調査会の下に設置された配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループが令和4年10月に取りまとめた報告書である「DV対策の抜本的強化に向けて」をベースとしたものになると考えられる。同報告書では、保護命令（加害者に被害者への接近等を禁じる命令）制度の改善、具体的には、保護命令の対象となる暴力の拡大（被害者を畏怖させる言動や、精神に対する重大な危害を受けるおそれが大きい場合も対象とする）、保護命令の期間の6か月から1年への拡大等の見直し等が示された。使いにくいとされる保護命令制度³⁹が今回の改正案でどの程度改善されるのか等が主な論点となると考えられる。

そして、「次世代医療基盤法改正案」であるが、次世代医療基盤法附則第5条に施行後5年の見直しが規定されていることを踏まえ、政府内で検討が進められた。令和4年12月27日、健康・医療データ利活用基盤協議会の下に設置された次世代医療基盤法ワーキンググループが「次世代医療基盤法の見直しについて」を公表し、現行法の匿名加工医療情報では対応できない医療研究の現場ニーズ（希少な症例についてのデータ提供、同一対象群に関する継続的・発展的なデータ提供等）に応えるため、「仮名加工医療情報⁴⁰」（仮称）を創設するとされたほか、新たに仮名加工能力を有することを国が事前認定するほか、仮名加工した医療情報を利用する事業者についても国が認定するとされた（図表3）。

図表3 仮名加工医療情報の利活用のイメージ



(出所) 次世代医療基盤法ワーキンググループ「次世代医療基盤法の見直しについて」（令和4年12月27日）

³⁹ 保護命令について、戒能民江お茶の水女子大名誉教授は、保護命令の対象行為が身体的暴力に限られ、申立てから発令まで平均12日ほどかかる使い勝手の悪さを挙げ、「あまりに少ない。被害の実態に即さず、使われなくなったのではないか」との旨の見解を示している（『日本経済新聞』（令4.12.13））。

⁴⁰ 他の情報と照合しない限り、個人を特定できないよう加工した情報。個人情報から氏名やID等の削除が必要だが、特異な値等の削除等は不要。

医療データの効果的な利活用は、医療分野の研究開発の進展に資すると期待される一方で、データガバナンスの確保や個人情報保護の観点から、国民が不安を感じない制度を構築することができるかどうかを鍵を握ると考えられる。

8. 地方活性化のための切り札としてのデジタル田園都市国家構想の具現化

令和4年12月23日、令和5年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定された。同戦略では、令和4年6月7日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」に沿って、デジタル田園都市国家構想が目指すべき中長期的な方向について、達成すべき重要業績評価指標（KPI）や構想の実現に必要な施策の内容等が示されている。構想の実現に必要な施策として、①デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上、②デジタル基盤整備、③デジタル人材の育成・確保及び④誰一人取り残されないための取組の4つが挙げられており、それぞれの施策に係るKPIが掲げられている（図表4）⁴¹。

図表4 主なKPIの一覧

<p>①デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ■デジタル実装に取り組む地方公共団体 1,000団体（2024年度まで）、1,500団体（2027年度まで） ■地方と東京圏との転入・転出 均衡（2027年度）
<p>②デジタル基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地方データセンター拠点の整備 十数か所（5年程度）
<p>③デジタル人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ■デジタル推進人材の育成 230万人（2022～2026年度累計）
<p>④誰一人取り残されないための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ■デジタル推進委員の取組 推進委員5万人（2027年度まで）

（出所）「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）より作成

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で掲げられたKPIには、地方と東京圏との転入・転出を2027年度までに均衡させる⁴²等、実現が容易ではないと思われるものもあるが、その成否のみならず、デジタルを手段にした地域経済の活性化をどのように実現させていくのか、令和3年9月に発足したデジタル庁が、各府省庁とどのように連携し、司令塔としての役割をどう果たしていくのかが重要である。

また、予算面での大きな柱となっているのは、「デジタル田園都市国家構想交付金」であり、令和4年度第2次補正予算で800億円、そして令和5年度予算で1,000億円が措置されている。このほか、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」⁴³についても、

⁴¹ 原典に沿って、この部分は西暦で表記する。

⁴² 平成26年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、2020年時点で均衡させるとの目標が掲げられたが、未達成のままである。

⁴³ これまでに、令和2年度第1次補正予算、令和2年度第2次補正予算、令和2年度第3次補正予算、令和3

デジタル分野で活用されている面がある。両交付金の使途のチェックや効果の検証を行い、制度を磨き上げていく必要がある。

9. マイナンバー等をめぐる動き

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）（以下「マイナンバー法」という。）は、マイナンバー（法律上は「個人番号」）を利用し、効率的かつ安全に情報の授受を行うことができるようにするために制定された法律である。マイナンバーそのものの利用に加えて、デジタル庁（同庁発足前は総務省）が管理する「情報提供ネットワークシステム」を通じて、国の行政機関、地方公共団体、医療保険者等の各機関の間で「特定個人情報」（マイナンバーをその内容に含む個人情報）について、情報照会や情報提供を行う情報連携が行われている。政府はマイナンバーカードを「デジタル社会のパスポート」と称し、その普及を強力に促進している。

令和4年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、マイナンバーの利用や情報連携について、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるとの方針の下、デジタル庁を中心に、関係する行政手続等の横串での精査を行い、各制度を所管する関係府省庁においてマイナンバーの利用や情報連携を前提とした個々の制度等の業務の見直しを行いつつ、マイナンバー法の規定の在り方と併せて、マイナンバーの利活用の推進に向けた制度面の見直しを実施するとしている。また、河野デジタル大臣決定で設置された「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）は同年11月29日に、「マイナンバー法等の一部改正の概要」を示した（図表5）。

図表5 マイナンバー法等の一部改正の概要

マイナンバーの利用促進	マイナンバーカードの利用促進
<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーの利用範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・国家資格等や自動車登録、在留外国人等に関する事務において、マイナンバーを利用できるようにする。 ○より迅速な情報連携に向けた措置 <ul style="list-style-type: none"> ・法律に規定がない事務についても、法定されている事務については、マイナンバーを利用可能とする。 ・マイナンバーの利用が認められている事務であれば、下位法令に規定することで情報連携を可能とする。 ○公金受取口座の登録促進 <ul style="list-style-type: none"> ・公金受取口座の登録を推進するため、より簡易な登録方法（行政機関等経由登録の特例制度）を創設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーカードの在外公館交付 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年から海外においてもマイナンバーカードを継続利用できることとなり（令和元年措置済み）、更に在外公館においてカードの新規交付や更新ができるようにする。 ○マイナンバーカードの券面の一部見直し <ul style="list-style-type: none"> ・官民で氏名の振り仮名を活用できるよう、マイナンバーカードに氏名の振り仮名を記載する。 ・マイナンバーカードを海外で容易に提示できるよう、券面に氏名のローマ字表記を追記できるようにする。

（出所）マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ「マイナンバー法の改正事項について」（令和4年11月29日）

年度補正予算及び令和4年度第2次補正予算のほか予備費によって、計17兆1,260億円が措置されている。

特に、公金受取口座の登録促進に関する改正は、国民がより簡易に登録できるよう、給付等を行う行政機関等が口座情報等を保有している場合、①公金受取口座として登録することに同意するかどうか回答を求める旨、②一定期間内に不同意の回答をしないときは公金受取口座の登録に同意したものとして取り扱われる旨を事前通知した上で、不同意の回答をしなかった場合は登録する制度（行政機関等経由登録の特例制度）を創設するというものであるが、専門家からは「乱暴ではないか」との懸念の声も出ているとされる⁴⁴。

第211回国会（令和5年常会）にマイナンバー法等改正案の提出が見込まれるが、国民が安心でき、利便性が高い仕組みの構築について、丁寧な議論が求められる。

10. 第211回国会（令和5年常会）提出予定法案（地デジ特委関係（前掲分は除く））

第211回国会（令和5年常会）では、前述した「マイナンバー法等改正案」のほか、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」及び「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（仮称）」の提出が予定されている⁴⁵。

前者は、令和4年4月12日、茨城県つくば市と大阪府・大阪市がスーパーシティ型国家戦略特区に指定され、両地域からの要望等も踏まえ、地域課題に応じた先端的サービスを実現するため、必要な規制改革について関係省庁間で検討が進められてきたことのほか、兵庫県養父市では、平成28年以降、「国家戦略特別区域法」（平成25年法律第107号）に基づき、法人農地取得事業（「農地法」（昭和27年法律第229号）の特例）が実施されており、同特区制度の全国展開の是非等についても議論が行われてきたことを背景とするものである。同年12月22日の国家戦略特別区域諮問会議では、国家戦略特区における補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続の特例の創設等のほか、法人農地取得事業に係る農地法の特例について、地方公共団体の発意による「構造改革特別区域法」に基づく事業に移行するため、次期通常国会に関係法案の提出を行うとされた。

後者は、同年6月3日にデジタル臨時行政調査会で決定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づくアナログ規制⁴⁶の見直しを実現するため、法改正による措置が必要な書面掲示規制に加えて、フロッピーディスク等の記録媒体に係る規制についての改正を行うとともに、将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しを、自律的かつ継続的に行われることを担保するため、見直しの基本方針や具体的な施策について定めるものである。

両法案の審議等を通じて、特区制度の活用や規制改革の推進によってどのような効果があるのか、その一方で、懸念される点はないのか等について議論の深化が期待される。

（かきぬま しげし）

⁴⁴ 『東京新聞』（令5.1.19）

⁴⁵ そのほか、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）」が提出予定である。

⁴⁶ 代表的なアナログ規制として、①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪閲覧・縦覧の7項目のほか、フロッピーディスク等の記録媒体に係る規制が対象とされた。